

## 八千代市議会情報セキュリティポリシー

### 1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定する普通地方公共団体の議会の管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針として、八千代市議会情報セキュリティポリシー（以下「方針」という。）を定める。

### 2 定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網並びにこれを構成するハードウェア及びソフトウェアをいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成される、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備・機器及びこれらで取り扱う情報をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次の各号に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入、重要情報の詐取、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等の脅威
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等の脅威
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等の脅威
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等の脅威

- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等の脅威

#### 4 適用範囲

- (1) この方針は、八千代市議会議員（以下「議員」という。）に適用する。
- (2) この方針は、議会活動で取り扱う情報資産に適用する。

#### 5 議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性について認識し、議会活動にあたって、この方針、その他情報セキュリティ対策及び法令を遵守しなければならない。

#### 6 情報セキュリティ対策

議長は、上記 3 の脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

##### (1) 組織

情報セキュリティ対策を推進する組織を確立する。

##### (2) 情報資産の分類と管理

情報資産（公表情報を除く。）を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、取得から廃棄に至るまでの各段階で適正に管理する。

##### (3) 物理的セキュリティ

重要な情報資産の保管場所への不正な立入、窃盗、破壊を防止する等の物理的な対策を講じる。

##### (4) 人的セキュリティ

議員が遵守すべき事項を明確にするとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

##### (5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

##### (6) 運用

方針の遵守状況を確認する。また、情報資産に対する脅威が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

#### 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

#### 8 方針の見直し

この方針は、法令の改正、社会情勢の変化及び技術動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。

#### 9 補則

この方針に定めるもののほか、情報セキュリティに関し、必要な事項は、議長が

別に定める。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。